

4 消安第1747号
令和4年7月12日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

農場HACCP認証基準の一部改正について

平素より家畜衛生行政に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

農林水産省では、畜産物の安全性向上を図るため、生産農場に危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を取り入れ、家畜の所有者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理（農場HACCP）を推進してきたところです。

農場HACCP導入に関し、その統一性や透明性確保の観点から、平成21年に「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場HACCP認証基準）」を取りまとめ公表しましたが、公表から10年以上が経過し、その間、食品安全の国際規格であるISO22000が平成30年に改訂されました。また、家畜衛生分野では、我が国における平成22年の口蹄疫や平成30年以降の豚熱の発生、アフリカ豚熱の侵入リスクの高まり等を踏まえ、家畜伝染病予防法の改正により、飼養衛生管理基準の強化が図られたところです。今般、これらの変化に対応し、取組内容の更なる充実を図るべく、所要の改正を行いましたので、別紙のとおりお知らせするとともに、貴会会員各位等に周知して頂くよう、お願い申し上げます。

今後とも本基準を活用し、各地域における飼養衛生管理の向上の取組について御指導いただくとともに、農場HACCP認証取得農場におかれては速やかに改正後の基準へ対応されるよう周知の程よろしく申し上げます。